
く り り ん セ ン タ ー 等
長期包括的運転維持管理業務委託事業
質 疑 応 答 書
(第 1 回)

平成22年5月28日
十勝環境複合事務組合

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	6	第2章	1	(2)	イ くりりんセンターの運転維持管理を行う者の参加資格要件	本記述における「くりりんセンターの運転維持管理を行うものの参加資格要件」は入札参加者についての要求と解釈されますが、本説明書（第1章）及び事業契約書案によれば、くりりんセンターの運転維持管理業務は落札者が新たに設立するSPC（事業者）が実施することとなっています。本記述は、事業契約書案第6条にかかわらず、入札参加者のうち施設運転維持管理能力のある企業にSPCから業務が再委託されることを前提としていると解釈してよろしいでしょうか。	前提としては、SPCが実施することを想定しておりますが、事業契約書第6条の手続きを踏むことにより、入札参加者のうち施設運転維持管理能力のある企業にSPCから業務が再委託することも可能であると解釈してください。
2	27	第5章	1	(5)	イ リスク分担別表3	注2：事業開始後の物価変動において、提案するインデックス、変動の精算を行う変動率については、協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1	17	第3章	第2節	3.2.4	受付時間	受付時間の変更があった場合には、費用については別途協議させていただくと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	18	第3章	第3節	3.3.1	処理対象物と年間処理量	搬入されるごみの種類、量について、要求水準書から大きな変動があった場合、運営方法や事業費の見直しについては、協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	18	第3章	第3節	3.3.1	計画ごみ質	搬入されるごみの3成分、発熱量等の質について提示いただいている「過去5年間の平均ごみ質」から大きな変動があった場合、運営方法や事業費の見直しについては、協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4	20	第3章	第4節	3.4.1	処理対象物と年間処理量	搬入される大型・不燃ごみの量について、要求水準書から大きな変動があった場合、運営方法や事業費の見直しについては、協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	20	第3章	第4節	3.4.1	計画ごみ質	搬入される大型・不燃ごみの種類（質）について、提示いただいている「過去5年間の組成」から大きな変動があった場合、運営方法や事業費の見直しについては、協議の対象と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	34	第4章	第6節	4.6.3	くりりんセンター外施設管理	東屋は適切な補修を行い、15年間維持すると考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

5 基本協定書(案)に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	3	9			財務支援	後段は甲が一方的に「適切と認める」ようにも読めますが、事業者の財務内容や事業の現状を知るごとの協議が必要ではないでしょうか。したがって、実際には協議があるでしょうが、契約上の手続としても規定していただく実務がスムーズにすすむのではないのでしょうか。以上から、本文の後段は、「乙は、甲と協議の上、追加出資、その他事業内容に照らし合理的と認められる支援措置を講じるものとする。」としていただけないでしょうか。また、追加出資等資金援助については必ず上限額を設けていただけないでしょうか。	手続き上、甲乙協議は行うものと考えますので、前段についてご提案のとおり修正します。後段については、どの程度の資金援助が必要なかは、その時の事業者の財務状況がどのような状態にあるかによらざるを得ず予測できませんので、基本協定書(案)のとおりとします。
2	3	12			本基本協定の有効期間	本基本協定の終了後も第11条（秘密保持）の規定は存続するとありますが、事業契約書(案)においては、秘密保持義務は事業契約終了後5年間に限定されていることから、基本協定においても5年と考えてははいかがでしょうか。	ご提案のとおり修正します。

6 事業契約書(案)に対する質問

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
1	3	3	2		総則	「乙の遂行する業務に本質的又は重大な変更」とありますが本質的又は重大な変更とはどのようなことを指すか具体的に御教示いただけませんか。	「本質的又は重大な変更」について、現時点では具体的な想定はありませんが、本事業の遂行に根本的な問題を生じさせるような事項であるとお考えください。
2	7	13	2		性能未達期間中に生じる費用の負担	本号の事態において、甲が代替処理を委託することによって生じる追加費用等に関し、外部委託の費用から本事業でかかるごみ処理費を差し引いた差額分を乙に請求することが妥当ではないでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。
3	9	21	2		業務の引継ぎ	「前項の業務の引継ぎに係る費用は乙の負担とする」とありますが、係る費用は甲の人件費などもすべて乙が負担するようにも読めます。したがって、意味を明瞭にするため(契約時点では甲乙の異なる解釈の余地をできるだけなくすため)、「前項の業務の引継ぎに係る費用で、乙に発生したものは乙の負担とする」と解釈しますがよろしいでしょうか。	甲の人件費を含むとは考えておりませんが、既存運転事業者との引継ぎにおいて既存運転事業者から人員の派遣等により発生する費用は、事業者の負担となりますので、事業契約書(案)のとおりとします。
4	9	25	1		処理対象物の受け入れ	甲は、組合圏内の市町村と協力して、住民に収集不適物を集積場に捨てない、直接搬入ごみとして持ち込ませないよう、啓蒙活動を行い、努めていただけると考えてよろしいですか。	お見込みのとおりです。
5	10	26	4		直接搬入ごみの受け入れ	「甲は、... ごみの性状、... に起因して乙が被った損害、... 負担しない。」とあります。しかし、乙としては入札時に入札説明書等の情報を信頼して見積ったもので、そのときの合理的に予見できる範囲を超えて性状が変化した場合も損害の責任を負わなければならないというは、不合理な感じもします。性状に関しては、第27条第3項は協議の余地を残し合理的な解決の道を示しています。従いましてこれらの契約の趣旨に鑑み、本条本項に、つぎを追加していただけないでしょうか。「ただし、かかる性状等が、乙が想定する合理的範囲と著しく異なる場合、甲と乙の協議により決定する。」	ここで言う「直接搬入ごみの性状」とは、直接搬入ごみに係る収集不適物の混入に関して述べているものであり、少なくとも直接搬入ごみについては、事業者がその搬入管理の徹底に努めていただきたいと考えているものです。 なお、収集不適物が混入した場合の排除作業に伴う損害、損失及び追加費用等の負担については、質問にあるとおり第27条第3項において規定しております。 また、搬入されるごみの性状について、要求水準書から大きな変動があった場合については、本質疑応答書「2要求水準書に対する質問」の回答を参照してください。 従って、事業契約書(案)のとおりとします。
6	10	27	2		処理対象物の性状	「... 収集不適物が混入していた場合には、乙はこれを排除し」とあります。文言からはどのようなことをしても乙は収集不適物を排除しなければならないようにも読めます。しかし、実務上、すなわち日常業務で乙にできる範囲は第22条のマニュアルに従って善良な管理者の注意義務を払うこと、具体的には目視チェックで収集不適物を選別することではないでしょうか。したがって、実務に沿って、つぎの文を2項3行目の1文の文末に追加していただけないでしょうか。「ただし、乙はかかる収集不適物の排除にあたっては、第22条の運転管理マニュアルに従うとともに、目視チェックによるものとする。」	本項は、事業者が搬入管理を行い、収集不適物の混入防止を求めているものです。組合として著しく過大な責任を事業者にならせようとしていないことは第3項において、甲乙双方の責めに帰すべき場合の処理、不可抗力に起因する場合の処理及び損害等の原因と性状の基準未充足との関係が明らかでない場合の処理を定めていることからご理解いただけるのではないのでしょうか。 また、落札者決定基準や様式集からご理解いただいていると思いますが、組合としては、事業者による効果的な搬入管理方法について、提案を求めているところであり、現時点において「目視チェックによる」と限定するのはいかがなものかと考えます。したがって、事業契約書(案)のとおりとします。 ちなみに、本契約等において、事業者は直接搬入ごみの搬入管理のみを徹底すればよいことを言っているのではなく、収集ごみであっても善管注意義務違反の場合には事業者の責任は免れない(事業契約書(案)第13条第2項参照)ことをご理解願います。組合としては、民間事業者が有する経験等のノウハウを存分に発揮した効率的かつ効果的な搬入管理の実施を期待します。

No.	頁	条	項	号	項目名	質問の内容	回答
7	13	42	2		業務の引継ぎ	「前項の業務の引継ぎに係る費用は乙の負担とする」とありますが、係る費用は甲の人件費などもすべて乙が負担するようにも読めます。したがって、意味を明瞭にするため（契約時点では甲乙の異なる解釈の余地をできるだけなくすため）、「前項の業務の引継ぎに係る費用で、乙に発生したものは乙の負担とする」と解釈しますがよろしいでしょうか。	No. 3の回答を参照のこと。
8	16	54			本施設及びその備品に関する責任	本施設及び備品の損傷及び不具合に関し、「甲の責めに帰すべき場合及び本契約に別段の定めのある場合を除き原則として乙の責任」となっていますが、「本契約に別段の定めのある場合を除き、責めに帰すべき当事者が責任を負い」とし、責任の所在が不明確の場合は別途協議させていただけると考えてよろしいでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。なお、責任の所在が不明確であると甲が考える場合は、別途協議することを予定します。
9	17	60			甲による本契約の解除	「会社整理」は現在存在しない法制度ですので削除お願いいたします。	ご指摘のとおり修正します。
10	19	64			債務不履行に関する手続等	乙の最大責任限度額として、第4項を追加して、「乙の債務不履行に係わる責任限度額は、契約金額の10%を最大限度額とする。」としていただけないでしょうか。	事業契約書(案)のとおりとします。
11	23	77			本契約以外の規定の適用関係	質疑応答書の適用順位が基本協定書と要求水準書の間となっていますが、質疑応答は本契約、基本協定書、要求水準書、入札説明書等のそれぞれに対して不明事項等を確認するためになされるものであり、また、入札説明書第2章6(10)エ(14ページ)においても、回答書は入札説明書等と一体のものとして同等の効力を有するものとなっており、本条の記載は、「本契約等(質疑応答を含む)間に齟齬がある場合、本契約、基本協定書、要求水準書、入札説明書、事業者提案の順にその解釈が優先するものとし・・・」としていただくのが合理的ではないでしょうか	事業契約書(案)のとおりとします。
12	33	別紙8	II		施設の監視	ここでいう手順1とは、「継続監視措置」、手順2とは「改善計画書の作成」と考えますがよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。なお、別紙8II第4項中の手順2には、別紙8II第2項②及び③で示されている調査や必要な協力を含みます。